農業競争力強化農地整備事業実施要領

制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号

平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号

最終改正 令和5年4月1日付け4農振第3651号

令和5年4月1日付け4畜産第3019号

各地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 内閣府沖縄総合事務局長 北海道知事 ㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁 沖縄振興開発金融公庫理事長

農林水産省農村振興局長

農林水產省畜產局長

第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農業競争力強化農地整 備事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依 命通知。以下「要綱」という。)によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の農地整備事業(以下「農地整備事業」という。)に係る運用及 び取扱いは、それぞれ別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の実施計画等策定事業(以下「実施計画等策定事業」という。) に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の草地畜産基盤整備事業(以下「草地畜産基盤整備事業」という。)に係る運用は、別紙3によるものとする。
- 4 要綱第2の4の農村環境計画策定事業(以下「農村環境計画策定事業」という。)に係る運用は、別紙4によるものとする。
- 5 要綱第2の5の農業基盤整備促進事業(以下「農業基盤整備促進事業」という。)に係る運用は、別紙5によるものとする。

第3 計画の作成

- 1 要綱第5の農業競争力強化基盤整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、それぞれの様式により作成するものとする。
 - (1) 国営事業関連区分 様式1
 - (2) 農地集積促進区分 様式2

- (3)高付加価値化等促進区分 様式3(地域雇用創出型) 様式4(地域活性化 用地創出型)
- 2 要綱第5の農業基盤整備計画は、別紙5に定めるところにより作成するもの とする。

第4 採択要件

第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用又は取扱いに定める ところによるほか、農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業については、次に掲げ る要件を満たすものとする。

- 1 第3の1の(1)の国営事業関連区分により事業を実施する場合にあっては、 当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体的に事業を行うこと で事業効果を高めるものであること。
- 2 第3の1の(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあっては、 生産基盤整備事業等(別紙1別表1の区分の欄の1から3までの事業をいう。以 下同じ。)の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用 地面積の割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が50パーセント以上 となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地 の定義は、別紙1によるものとする。
- 3 第3の1の(3)の高付加価値化等促進区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大、集落営農組織等の設立・法人化又は農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創出するものであること。
- 4 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業を総合的に施行する場合にあって は、それぞれの事業の受益面積の重複がおおむね 30 パーセント以上であること。

第5 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」 という。)に基づく事業を実施する場合には、次に掲げる条件に照らして行うもの とする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがある こと。
- 3 地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 5 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 6 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 7 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 8 地域の環境との調和に配慮されていること。

第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー 電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定 価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度 との調整について」(平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村 振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとす る。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内 の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第7 その他

- 1 第3及び別紙1から別紙5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のう ち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることが できる。
- 2 別紙1の別表1の区分1の事業、別紙3の事業(第10の表の事業実施計画策 定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。)並びに別紙5の別表 1の区分1の(1)から(6)までの事業及び区分2の(1)から(10)まで の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年 法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等に おいて行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をい う。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点か ら適切に設計・施工を行わなければならない。
- 3 2に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は2の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。
 附 則
- この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別紙1の第3の3の耕作放棄地型については、令和2年度以降の新規採択を

行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和2年度以降も実施 することを予定している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 農村地域復興再生基盤整備総合整備事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施してきた地区であっ て、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、要綱第 7 の申請及び 採択が行われたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号、平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号農村 振興局長・畜産局長連名通知)別紙1の第3の2(2)の規定により実施されて いる中山間地域型について、令和3年度以前に採択され、令和4年度以降も実施 することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度において、別紙2に規定する実施計画等策定事業を、別紙2第5の 1(2)に規定する中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業 計画策定地域における地区において実施しようとする場合又は別紙2第5の2 に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙2 第6の1の事業採択申請書等の提出期限は、別紙2第6の1の規定にかかわら ず、令和4年10月末日までとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7の改正規定は、令 和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙1の第3の2(2)の規定により実施され ている中山間地域型について、令和3年度以前に採択され、令和5年度以降も実 施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領別紙1の第2の3(5)及び別紙5の第9の3
 (1)のイに規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの
- 間、なお従前の例によることができるものとする。
- 4 この通知による改正後の本要領別紙2に規定する実施計画等策定事業を、別 紙2第5の1(3)に規定するスマート農業に取り組む地区において実施しよう とする場合又は別紙2第5の2に規定する実施時期において換地等調整事業を

実施しようとする場合、別紙2第6の1の事業採択申請書等の提出期限は、別紙 2第6の1の規定にかかわらず、令和5年10月末日までとする。

5 この通知による改正後の本要領別紙5の定額単価については、令和5年度当 初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和4年度当 初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例によ る。